

公的個人認証サービスの概要

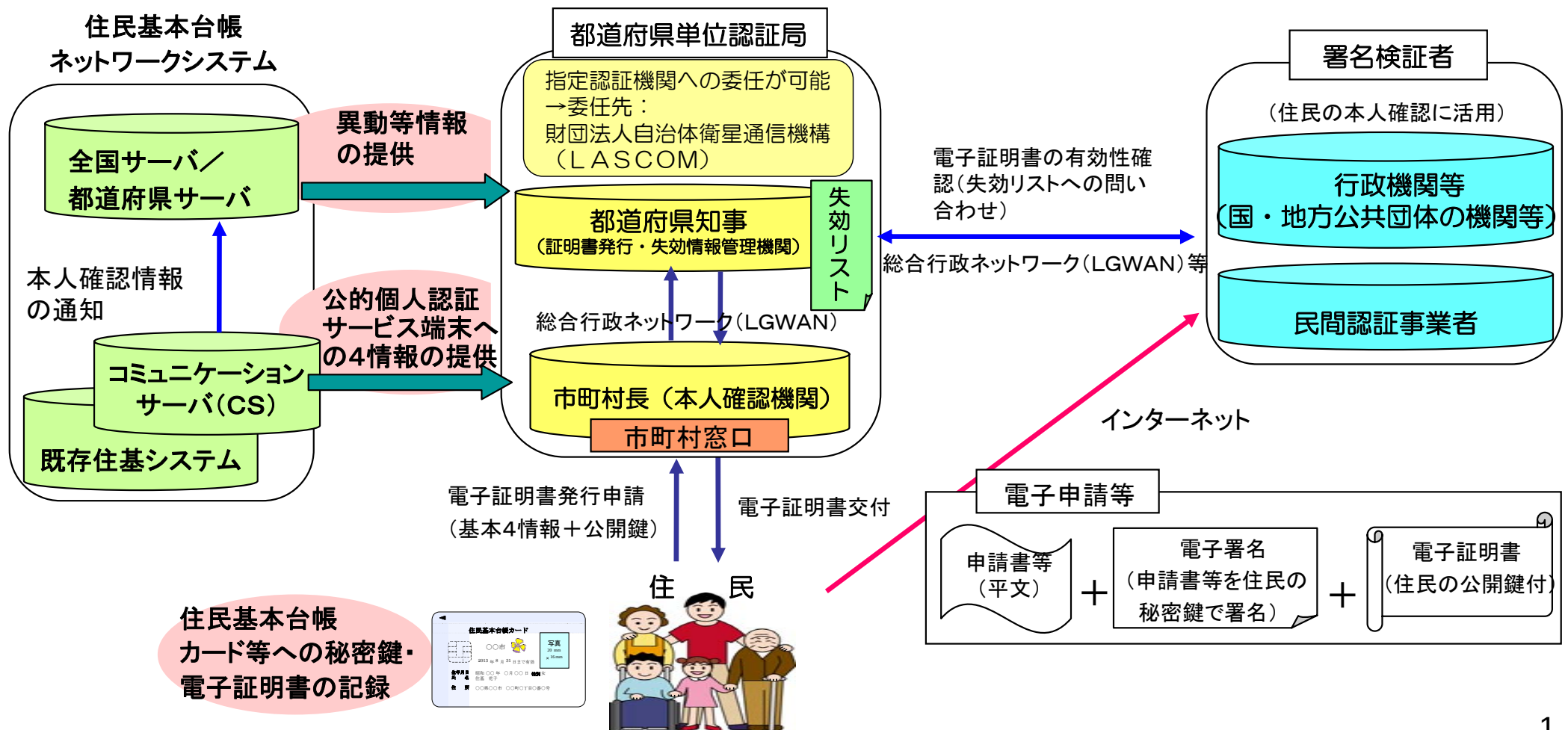
平成18年11月

総務省自治行政局自治政策課

公的個人認証サービスの概要

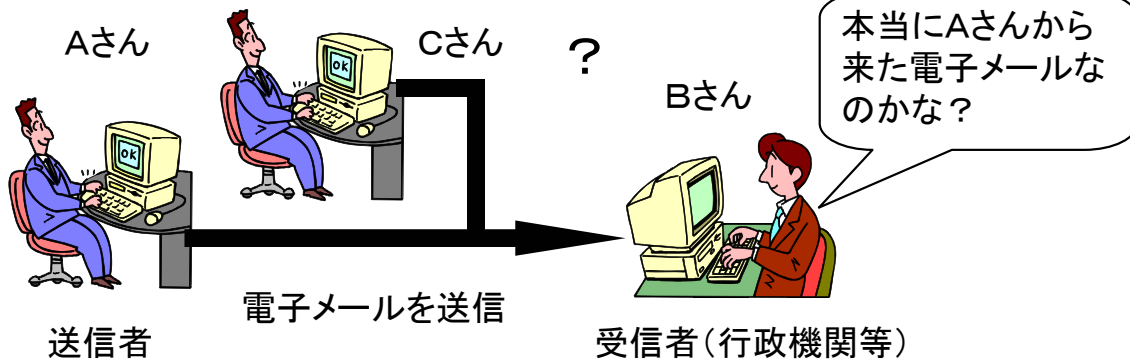
○ 成りすまし、改ざん、送信否認などのデジタル社会の課題を解決しつつ、電子政府・電子自治体を実現するためには、確かな本人確認ができる個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供することが必要。

→ 平成16年1月29日、公的個人認証サービスの提供を開始。
(電子証明書の有効期間3年間、発行手数料500円)



デジタル社会における課題

① 成りすまし (←インターネット上におけるデジタル文書については、文書作成者の特定が困難)



※例えば、suzuki@jichiseisaku.co.jp というメールアドレスで、自治政策株式会社鈴木という名義で文書が送られてきたとしても..

- ・「自治政策株式会社」が実在しないかもしれない。
- ・「鈴木」さんが実在しないかもしれない。
- ・第三者が実在する「自治政策株式会社」の「鈴木」さんのメールアドレスを乱用しているかもしれない。

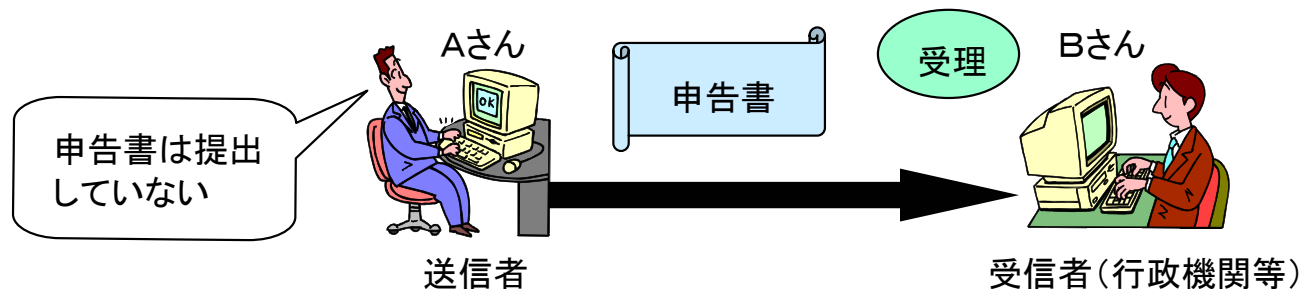
という疑いが解消できない。

② 改ざん (←送信途中でメッセージを書き換えることが容易)



※デジタル文書は、手書きの文書と異なり、改ざんされても痕跡が残らず、改ざん箇所を発見することは、実際上不可能。

③ 送信否認 (←送信内容の否認を防止することが困難)



※オンラインで送信されてきた申請・届出に基づいて、手続を進行させていたところ、送信者からそのような送信はしていないとの否認をされる危険性がある。

公開鍵認証基盤（PKI）の仕組み

PKI（Public Key Infrastructure: 公開鍵認証基盤）

- PKIとは、公開鍵暗号方式に基づく電子認証の技術基盤
- 具体的には、秘密鍵による暗号化（電子署名）、公開鍵による復号化、公開鍵の電子証明書を組み合わせ本人性の確認や文書の改ざんの有無の検知を行うもの
- 公開鍵の電子証明書の有効性を証明する第三者機関が認証局（CA）

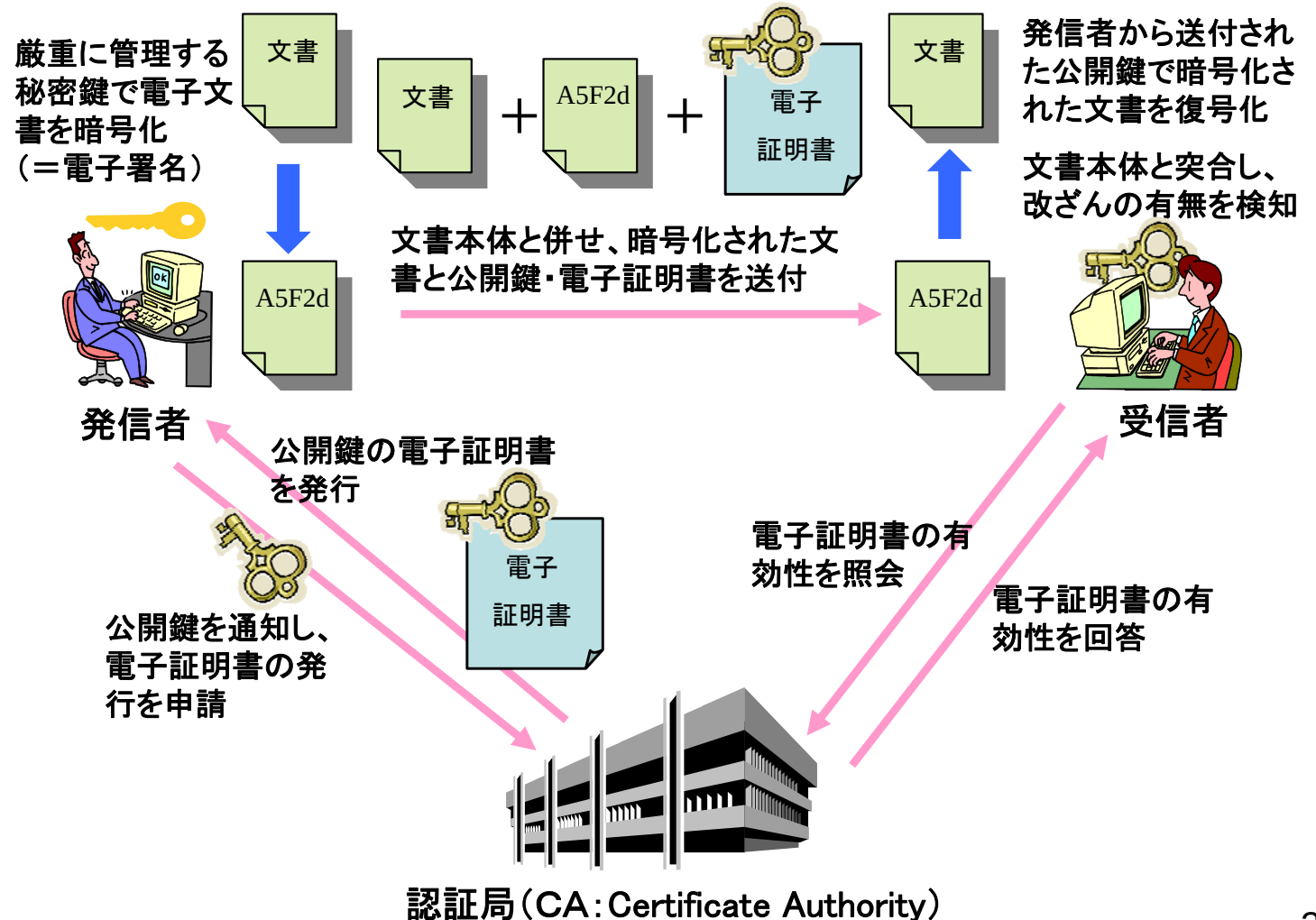
公開鍵暗号方式

公開鍵暗号方式とは、公開鍵・秘密鍵を用いた暗号技術。

公開鍵・秘密鍵とは、暗号化・復号化のアルゴリズム（処理手順）のこと。

二つの鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号化できない。

片方の鍵からもう一方の鍵を割り出すことは事実上不可能（公開鍵を公開しても秘密鍵を複製されるおそれがない。）



電子証明書の発行等の手続イメージ

1. 市町村役場へ行く



2. 受付手続 (申請書提出)

公的個人認証サービス
電子証明書発行申請書
平成 年 月 日

申請者氏名	総務 太郎
ふりがな	そうむ たろう
生年月日	昭和37年 6月17日
男女の別	男
住所	霞が関2丁目1番地2号

※1 氏名、住所の記載表記は、住民票に記載されている漢字を用いてください。
※2 パソコン等で、住民票に記載されている漢字が表記できない場合、申請者が日常パソコン等で使用している代替文字を記載してください。

代替文字	有 ・ 無
指定代替文字	

3. 本人確認

- ・実在していること
(住民基本台帳データと突合)
- ・本人であること
(写真付住基カード、運転免許証etc.)



(担当者)

4. 本人確認後、住民自身による鍵生成

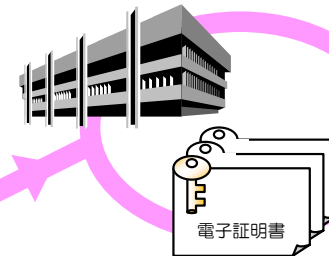


5. 公開鍵提出



6. 証明書発行手続

都道府県知事が発行

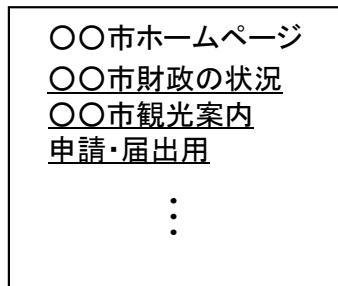


7. 証明書の交付

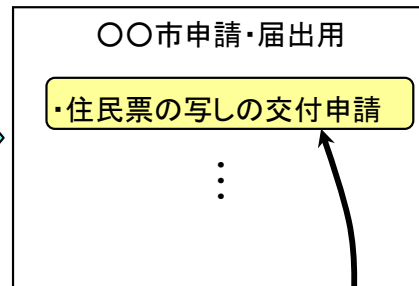


公的個人認証サービスを利用したオンラインによる申請・届出等のイメージ（１）

1, 自宅等のパソコンで行政機関等のホームページを開く

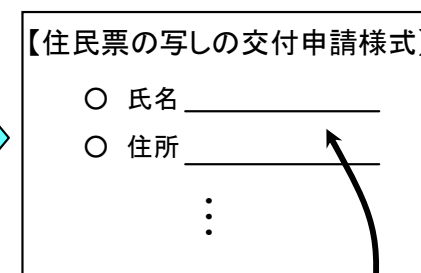


2, 利用しようとする申請・届出等のページを選択し、該当箇所をクリック



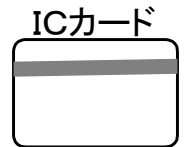
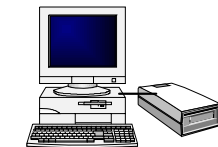
クリック

3, 様式に記入

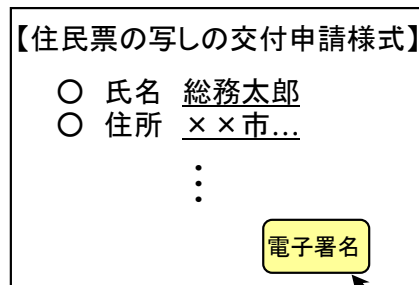


記入

4, 利用者の秘密鍵が格納されたICカードをパソコンに接続されたリーダライタにセットし、秘密鍵を使用するためのパスワードを入力する

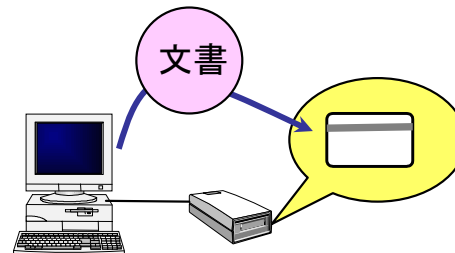


5, 電子署名の該当箇所をクリック

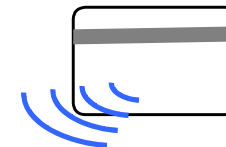


クリック

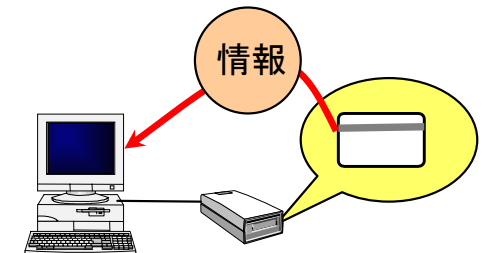
【電子署名の方法】



①電子署名を施すべき文書（デジタル情報）がICカード内に取り込まれる



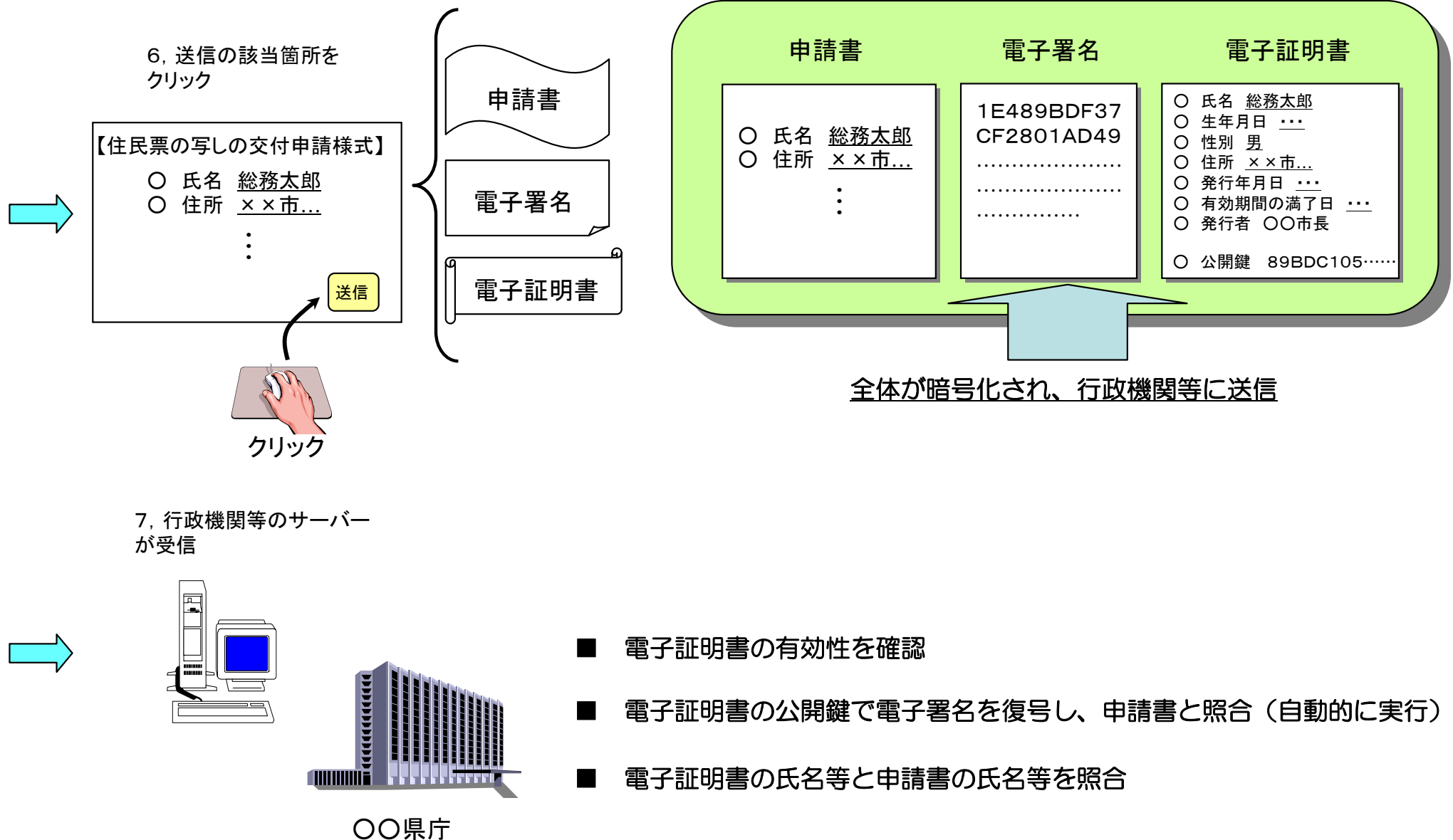
②ICカード内で電子署名の処理（暗号化）が行われる



③電子署名が付された情報がパソコン内に取り込まれる

電子署名はICカード内で行われ、パソコン内に秘密鍵のデータが移ることはない。

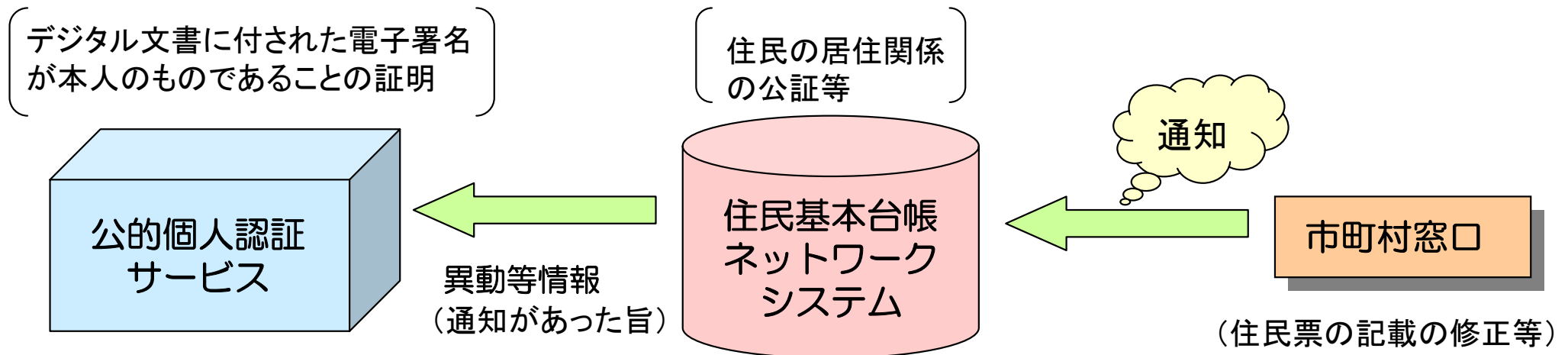
公的個人認証サービスを利用したオンラインによる申請・届出等のイメージ（２）



住民基本台帳カードと I C カードリーダーライター

住民基本台帳 カードの種類	I C カードリー ダーライタの種類	価格帯 (個人用)
コンビ型 (接触通信・非接触 通信の双方が可能)	接触用	2 ～ 3 千円程度
非接触型 (非接触通信のみ可能)	非接触用	6 千円程度～ 1 万円以上

公的個人認証サービスと住民基本台帳ネットワークシステムの関係



※ 異動等情報とは、住民基本台帳法の規定による本人確認情報について、住所・氏名の変更又は死亡の事実が生じた場合における当該異動等の事実のみをいい、異動等の内容（新しい住所又は氏名等）及び住民票コードを含まない。

なお、この情報の提供を住民基本台帳ネットワークシステムから受けることにより、

- ① 公的個人認証サービスのシステム側で、住所異動等に係る個人情報の収集をせずに適確な失効情報を作成すること、
- ② 住所等電子証明書記載事項の変更があった場合に、利用者及び市町村の担当者は、公的個人認証サービス側には申告を行う必要がなく、利用者の利便性の向上・市町村都道府県の事務の省力化に資すること、
- ③ 失効情報作成の正確性が向上すること、
等が可能となる。



- ・住所の変更
- ・氏名の変更
- ・死亡の事実

署名検証者の範囲

○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第17条第1項

次に掲げる者は、利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、都道府県知事に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合（略）には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

- 一 行政機関等
- 二 裁判所
- 三 行政機関等に対する申請、届出その他の手続に随伴して必要となる事項につき、電磁的方式により提供を受け、行政機関等に対し自らこれを提供し、又はその照会に応じて回答する業務を行う者として行政庁が法律の規定に基づき指定し、登録し、認定し、又は承認した者【→自動車保有関係手続ワンストップサービスにおける登録情報処理機関】
- 四 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者
- 五 電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う者であって政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者
- 六 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する団体で政令で定めるもの【→私立の学校法人、準学校法人】

団体署名検証者・署名確認者の範囲（１）

○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第17条第5項

次に掲げる団体又は機関は、当該団体又は機関に所属する者で政令で定めるものに対して第十九条の二第一項の規定による回答をするため、都道府県知事に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合（略）には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨及び第十九条の二第一項の規定による回答を受ける者（略）の範囲の届出をしなければならない。

- 一 法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う者
- 二 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する者

団体署名検証者・署名確認者の範囲（２）

○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令第１１条

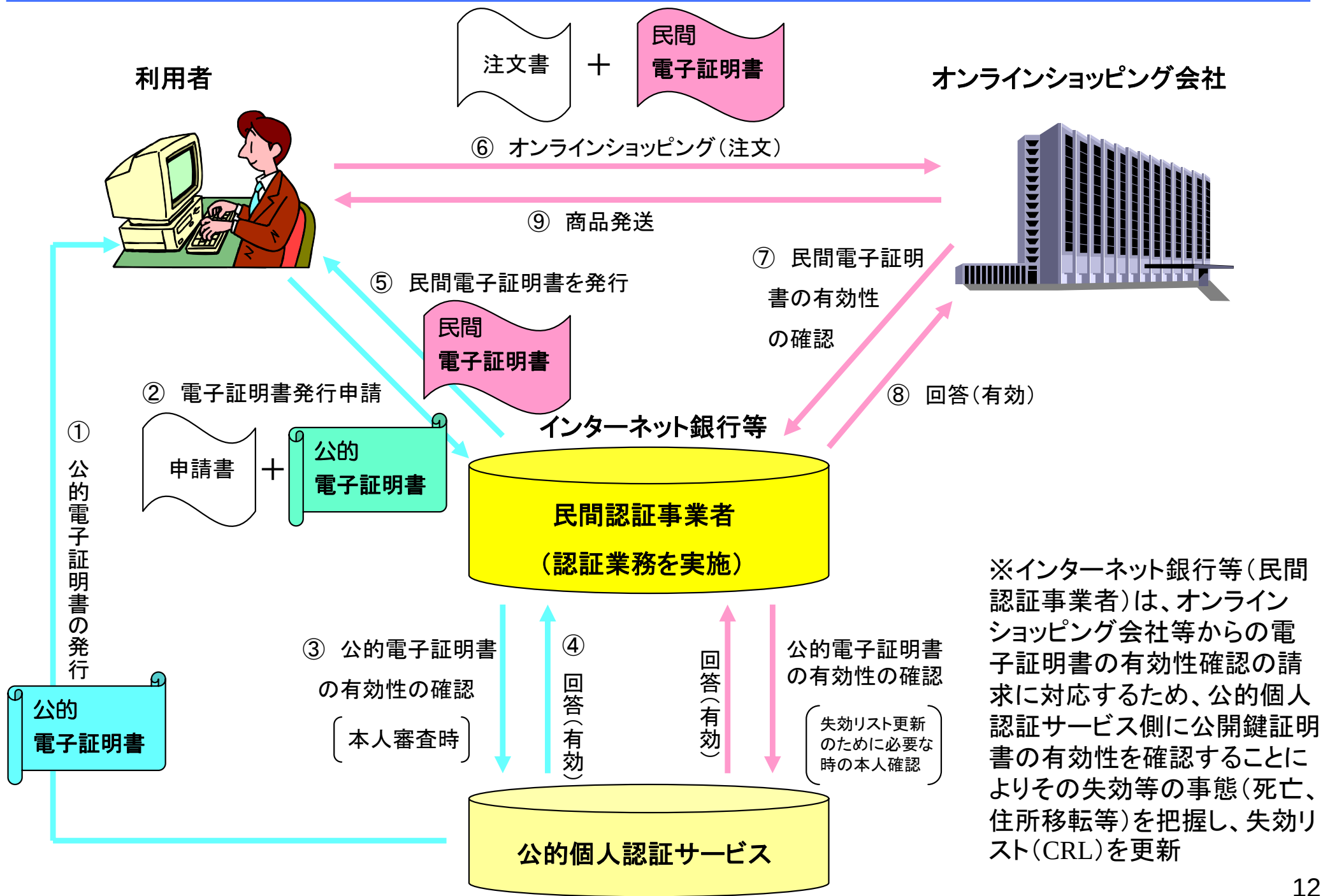
法第十七条第五項第一号の政令で定める団体は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該団体に係る同項の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる団体ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士 社会保険労務士法人
日本行政書士会連合会	行政書士 行政書士法人
日本司法書士会連合会	司法書士 司法書士法人
日本税理士会連合会	税理士 税理士法人
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士 土地家屋調査士法人
日本弁理士会	弁理士 特許業務法人

○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令第１２条

法第十七条第五項第二号の政令で定める団体又は機関は、法務省とし、当該団体又は機関に係る同項の政令で定める者は、公証人とする。

民間認証事業者による公的個人認証サービスの利用イメージ



電子署名及び認証業務に関する法律に基づく認定認証業務一覧 (平成18年10月20日現在)

特定認証業務の名称	業務を行う者の名称	認 定 日	認定の有効期限
Accredited Sign パブリックサービス2	日本認証サービス株式会社	平成13年10月19日	平成19年10月18日
株式会社日本電子公証機構認証サービスiPROVE	株式会社日本電子公証機構	平成13年12月14日	平成18年12月13日
CECSIGN認証サービス	株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム	平成14年 3月26日	平成19年 3月25日
セコムパスポート for G-ID	セコムトラストシステムズ株式会社	平成14年 7月 4日	平成19年 7月 3日
AOSignサービス	日本電子認証株式会社	平成14年 8月29日	平成19年 8月28日
e-Probatio PS サービス	株式会社NTTアプライエ	平成14年11月20日	平成18年11月19日
TOiNX電子入札対応認証サービス	東北インフォメーション・システムズ株式会社	平成14年12月10日	平成18年12月 9日
TDB電子認証サービスTypeA	株式会社帝国データバンク	平成15年 2月 5日	平成19年 2月 4日
ビジネス認証サービスタイプ1	日本商工会議所	平成15年 3月12日	平成19年 3月11日
電子入札コアシステム用電子認証サービス	ジャパンネット株式会社	平成15年 4月21日	平成19年 4月20日
全国社会保険労務士会連合会認証サービス	全国社会保険労務士会連合会	平成15年 6月10日	平成19年 6月 9日
CTI電子入札・申請届出対応 電子認証サービス	株式会社中電シーティーアイ	平成15年 9月29日	平成19年 9月28日
よんでん電子入札対応認証サービス	四国電力株式会社	平成15年10月 2日	平成19年10月 1日
MJS電子証明書発行サービス	株式会社ミロク情報サービス	平成15年12月 1日	平成18年11月30日
税理士証明書発行サービス	日本税理士会連合会	平成16年 1月16日	平成19年 1月15日
日本司法書士会連合会認証サービス	日本司法書士会連合会	平成16年 9月13日	平成19年 9月12日
e-Probatio PS2 サービス	株式会社NTTアプライエ	平成17年11月 9日	平成18年11月 8日
日本土地家屋調査士会連合会認証サービス	日本土地家屋調査士会連合会	平成17年12月 9日	平成18年12月 8日
MJS電子証明書サービス	株式会社ミロク情報サービス	平成18年 3月31日	平成19年 3月31日